資料３－１

諮問第 464 号
立川市錦町の温泉掘削について

申請概要

申請者　　株式会社立飛ホールディングス
目　的　　温浴施設へ供給及び配湯（浴用）
申請地　　立川市錦町地内

□ 掘削工事

口　　径　　199.9～151.0 ミリメートル
深　　度　　1500 メートル
施工方法　　ロータリー式垂直掘削

□ 利用計画（予定）

施設概要　　宿泊施設の温浴施設及び既存宿泊施設への配湯
揚 湯 量　　112 立方メートル／日

□ 申請地の位置・概況、周辺の状況等（図１～３及び写真①～③）

土　　地　　申請者所有
周辺概況　　ＪＲ西国立駅から西に約 40m。周辺は住宅街や病院、商業施設等が立地する。
既存源泉(半径 1km)　なし
水道水源井戸等(半径 1km)　なし
湧　　水(半径 1km)　あり（立川市内６か所：図２参照）

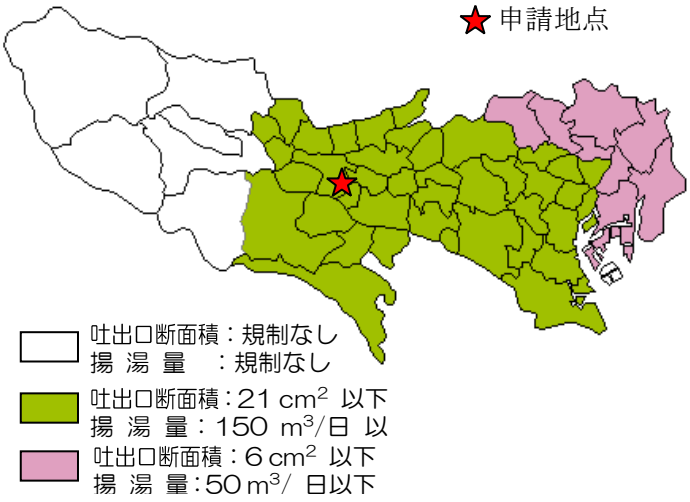

図１　申請地（広域図）

地理院地図（タイル）（国土地理院）を加工して作成

図２　周囲１km 付近の様子

地理院地図（タイル）（国土地理院）を加工して作成

図３　詳細図（撮影方向）

①申請地点

②申請地点周辺

③申請地点周辺

資料３－２

諮問第 465 号
羽村市羽の温泉掘削について

申請概要

申請者　　西多摩衛生組合
目　的　　温浴施設へ供給（浴用）
申請地　　羽村市羽地内

□ 掘削工事

口　　径　199.9～102.3 ミリメートル
深　　度　2000 メートル
施工方法　ロータリー式垂直掘削

□ 利用計画（予定）

施設概要　　温浴施設
揚 湯 量　　84.87 立方メートル／日

□ 申請地の位置・概況、周辺の状況等（図１～３及び写真①～③）

土　　地　申請者所有
周辺概況　既存温浴施設「フレッシュランド西多摩」に隣接。
　　周辺は住宅や学校等が立地する。
既存源泉(半径 1km)　なし
水道水源井戸等(半径 1km)　なし
湧　　水(半径 1km)　なし

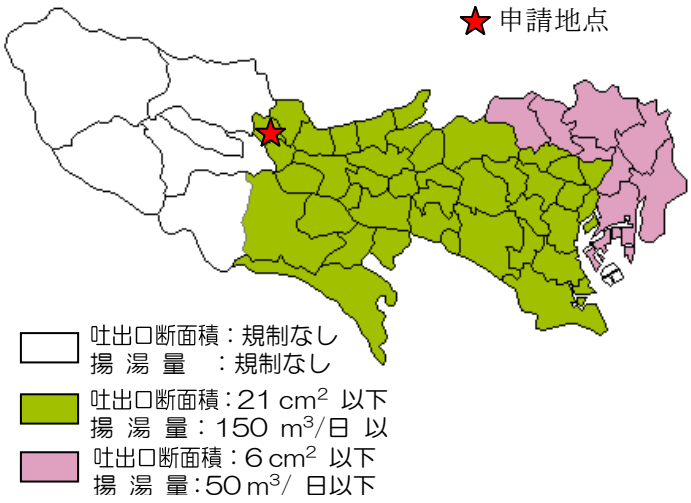

図１　申請地（広域図）

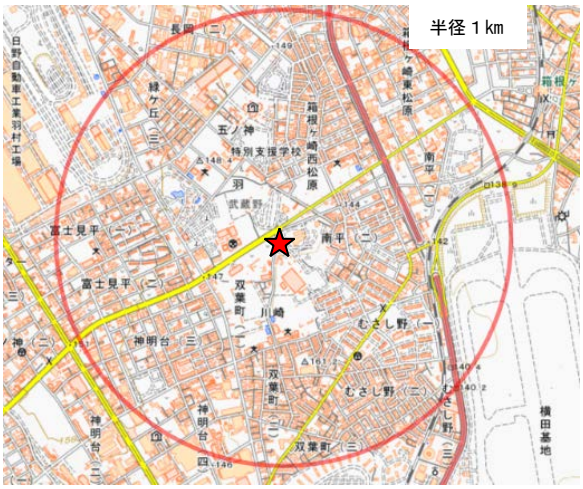

地理院地図（タイル）（国土地理院）を加工して作成

図２　周囲１km 付近の様子

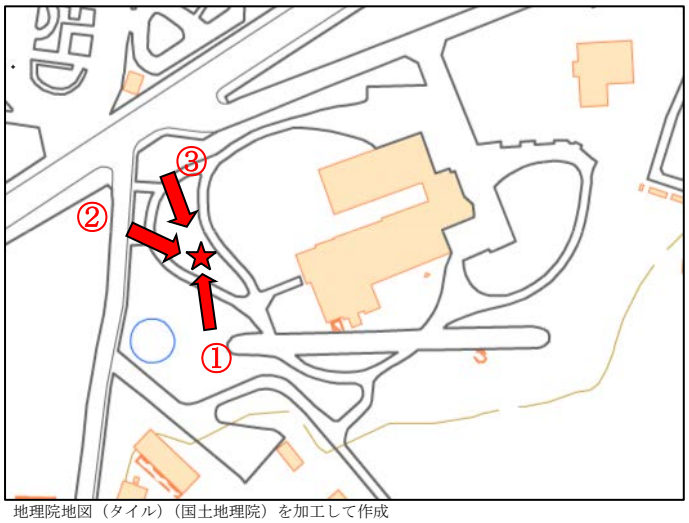

地理院地図（タイル）（国土地理院）を加工して作成

図３　詳細図（撮影方向）

①申請地点

②申請地点周辺

③申請地点周辺

資料３－３

諮問第 466 号
台東区元浅草の温泉動力の装置について

申請概要

申請者　　個人（日の出湯）
目　的　　公衆浴場へ供給（浴用）
申請地　　台東区元浅草地内

□ 掘削工事の経緯

既設の地下水井戸の分析の結果、温泉に該当した。

□ 温泉井戸概要

深　　度　　120 メートル
泉　　温　　17.8 ℃
泉　　質　　泉質名なし（メタけい酸の項により温泉適合）

□ 申請する動力

出　　力　　3.7 キロワット
吐出口断面積　　17.57 平方センチメートル
吐 出 量　　180-300 リットル／分

□ 揚湯量　　63.4 立方メートル／日

□ 申請地の位置・概況、周辺の状況等（図１～３及び写真①～③）

土　　地　　申請者所有
申請地概況　　東京メトロ銀座線稲荷町駅から東に約 200m。周辺は住宅のほか、事業所等が立地する。

既存源泉(半径 1km)　なし
水道水源井戸等(半径 1km)　なし
湧　　水(半径 1km)　なし

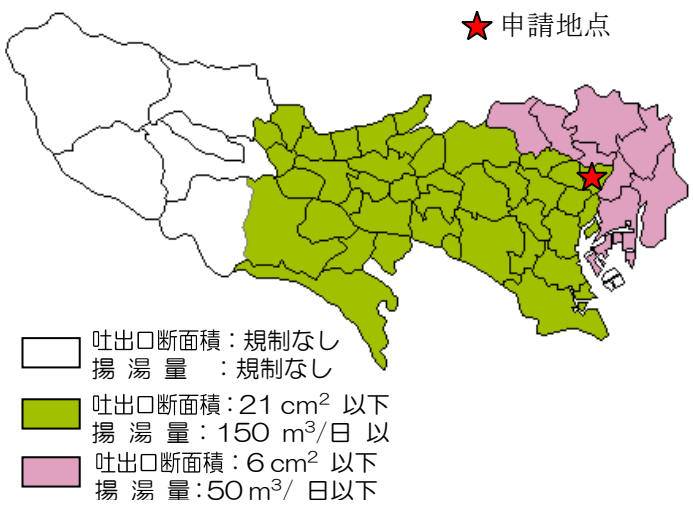

図１　申請地（広域図）

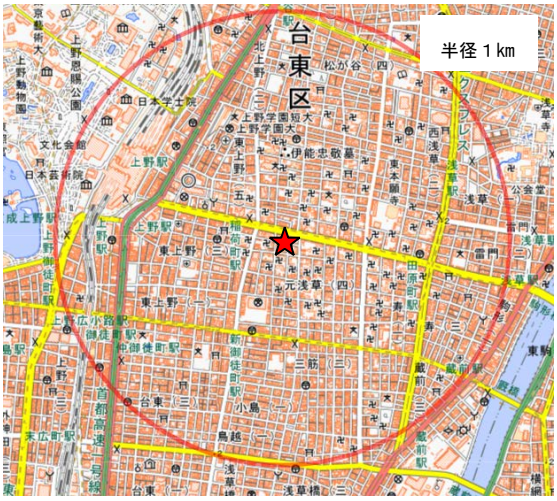

地理院地図（タイル）（国土地理院）を加工して作成

図２　周囲１km 付近の様子

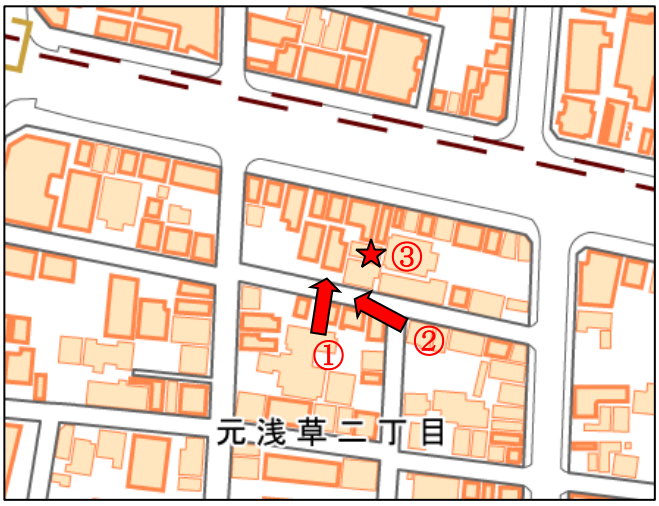

地理院地図（タイル）（国土地理院）を加工して作成

図３　詳細図（撮影方向）

①申請地点周辺

②申請地点周辺

③温泉井戸周辺状況

資料３－４

許可基準の適合状況及び温泉部会における審議内容について

【諮問第 464 号　立川市錦町の温泉掘削について】

１ 温泉掘削許可基準の適合状況

（１）温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について（参考資料２－１）
→半径１０００メートル以内に既存温泉は存在しない

（２）温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて（参考資料２－３）
→半径１０００メートル以内に配慮を要する湧水は存在するが、温泉の取水層は湧水の透水層と異なる。また、温泉井戸の浅層部に遮水を施す

（３）温泉法に定める可燃性天然ガスの対策を行うこと
→敷地境界からの距離（８メートル以上）の確保、ガス噴出防止装置設置等の対策を実施する

２ 温泉部会における審議内容（主な意見、質疑等）

・近隣の事業用井戸や周辺の湧水について、十分に注意して施工すること
・温泉稼働時のモニタリングについて、項目等検討しておくことが望ましい

【諮問第 465 号　羽村市羽の温泉掘削について】

１ 温泉掘削許可基準の適合状況

（１）温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について（参考資料２－１）
→半径１０００メートル以内に既存温泉は存在しない

（２）温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて（参考資料２－３）
→半径１０００メートル以内に配慮を要する井戸や湧水は存在しない

（３）温泉法に定める可燃性天然ガスの対策を行うこと
→敷地境界からの距離（８メートル以上）の確保、ガス噴出防止装置設置等の対策を実施する

２ 温泉部会における審議内容（主な意見、質疑等）

・温泉稼働時のモニタリングについて、項目等検討しておくことが望ましい

【諮問第 466 号　台東区元浅草の温泉動力の装置について】

１ 温泉動力の装置許可基準の適合状況

（１）温泉に係る地盤防止対策及び適正利用について（参考資料２－１）
→半径２００メートル以内に既存温泉は存在しない

（２）温泉動力の装置の許可に係る審査基準（参考資料２－２）
→吐出口断面積及び揚湯量は基準を満たす

（３）温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて（参考資料２－３）
→半径１０００メートル以内に配慮を要する井戸や湧水は存在しない

２ 温泉部会における審議内容（主な意見、質疑等）

・２～３年に一度、メタけい酸の成分分析をすることが望ましい
・モニタリングについて、水位等の測定頻度を上げることや電気伝導度を追加することが望ましい

参考資料２－１

温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について

平成１７年１月１７日　東京都自然環境保全審議会　答申

１　温泉の許可基準

温泉動力の装置の許可に係る審査基準（平成１０年７月１日付東京都告示第７２４号）（以下「審査基準」という。）の指定地域において、温泉を掘削する場合は、地盤沈下の防止及び源泉間の相互影響への配慮の観点から、既存源泉と新規源泉の深度を比較して深い方の深度に対応した下記の制限距離以上を既存源泉からとること。

掘削深度	制限距離
５００ｍを超える	１，０００ｍ
２００ｍを超え５００ｍ以下	５００ｍ
２００ｍ以下	２００ｍ

ただし、既存源泉がこれらの制限距離以内に存在する状況においても、既存源泉と新規源泉の揚湯量の合計が、審査基準に規定された量以下であることを確認できる書面を提出できる場合はこの限りでない。

２　個人利用に対する指導基準

（１）集合住宅での各戸給湯利用

源泉の一日あたりの揚湯量が、審査基準に規定された量を超えない範囲において、一世帯の一日あたりの揚湯量を０．５立方メートル以下とすること。

（２）戸建住宅での給湯利用

一日あたりの揚湯量を１０立方メートル以下とし、浴槽容量及び利用実態に応じた適正な揚湯量とすること。

３　温泉に関する情報の収集及び適正管理の検討

（１）温泉を掘削しようとする者に対して、掘削地点の地質及び地下水に関する、更なる調査の実施と結果の報告を求めること。

（２）報告を受けた資料を整理、解析し、温泉の適正管理に関する検討を継続して行うこと。

参考資料２－２

温泉動力の装置の許可に係る審査基準

平成１０年　７月　１日　（東京都告示第　７２４号）
最終改正　平成２０年１０月２４日　（東京都告示第１３３９号）

地盤沈下防止の観点から、温泉法（昭和23年法律第125号）第11条第3項により準用する同法第4条第1項の規定に基づく動力装置の許可に係る審査基準を次のとおり定める。

指定地域		吐出口断面積	一日の揚湯量
１	墨田区　江東区　北区　荒川区　板橋区　足立区　葛飾区　江戸川区	６平方センチメートル以下	５０立方メートル以下
２	東京都の区域のうち、１に掲げる区域、八王子市の一部（一般国道４１１号線との交点以北の都道楢原あきる野線、その交点から一般国道２０号線との交点（八王子市高尾町）までの都道八王子あきる野線、その交点から都道八王子町田線との交点までの一般国道２０号線及びその交点以南の都道八王子町田線以西の区域）、青梅市、あきる野市、西多摩郡日の出町、同郡檜原村、同郡奥多摩町及び島しょ地区を除く区域	２１平方センチメートル以下	１５０立方メートル以下

備考　揚湯の状況について、水量測定器及び水位計により確認できること。

参考資料２－３

温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて

平成２０年９月９日 東京都自然環境保全審議会温泉部会決定

東京都自然環境保全審議会において審査を行う際、申請のあった地点の周囲の状況についての情報として活用するための井戸・湧水の取扱いについて、次のとおり整理する。

１　基本的な考え方

井戸、湧水があることについては、直ちに温泉法で規定されている温泉掘削が公益を害するおそれがあると認めることはできず、許可基準には抵触しない。

井戸、湧水の存在については、審査の参考として資料に記載するものである。

申請者が、許可申請時に周辺状況として必要な井戸、湧水を自ら把握するよう指導しているが、行政としても、申請者の内容を確認する上で、関係機関に照会する。

２　井戸

（１）配慮を要する井戸

・申請地点の周囲１０００ｍ内にある水道事業体の水源井戸

・申請地点の周囲１０００ｍ内にある水道の供給を受けていない地域(未給水地域)内の生活の用に供する井戸

（２）井戸の把握方法

申請地点に水道を供給する水道事業体に対し、文書で照会し、回答を求める。

３　湧水

（１）配慮を要する湧水

・申請地点の周囲１０００ｍ内にある地域の環境の保全のため重要な役割をもつ湧水として、区市町村が地域指定又は判断している湧水

（２）湧水の把握方法

配慮を要する湧水の有無について、区市町村に対し文書で照会し、回答を求める。

４　配慮を要する井戸、湧水への対応

（１）温泉部会

申請された温泉掘削・動力許可が、配慮を要する井戸、湧水に対し影響を及ぼすおそれがあるか検討する。

（２）申請者への指導

温泉部会の検討結果を踏まえ、申請者に対して、配慮を要する井戸、湧水の管理者等と温泉掘削・動力設置の情報及び井戸、湧水に対する影響の把握について話し合うよう指導し、その結果について報告を求める。